

平成 年 月 作成

## 〇〇自主防災組織規約

(名称)

第1条 この組織は、\_\_\_\_\_自主防災組織（以下「組織」という。）と称する。

(本部の設置)

第2条 この組織の本部は、\_\_\_\_\_に置くこととし、万一使用ができなくなった場合には、\_\_\_\_\_に置くこととする。

(目的)

第3条 組織は、地域住民相互による「共助」の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による人命の安全確保、被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 組織は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 防災訓練の実施に関すること。
- (3) 防災資機材等の計画的整備、備蓄に関すること。
- (4) 地震等に対する災害予防及び減災に関すること。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等の応急対策に関すること。
- (6) その他目的達成のために必要な事項。

(部員)

第5条 組織は、\_\_\_\_\_自治会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 組織に次の職を置き、その役員は次に掲げる者をあてる。

- (1) 防災本部長は、自治会長をあてる。
- (2) 防災副本部長は、副自治会長をあてる。
- (3) 防災リーダーは、市から委嘱された者をあてる。
- (4) 一時避難場所責任者は、自治会役員等をあてる。

- (5) 会計は、〇〇〇〇をあてる
- (6) 会計監査役は、〇〇〇〇をあてる。
- (7) 各班の班長及び副班長は、防災本部長が指名する者をあてる。
- (8) 災害対策本部員は、防災本部長が指名する者をあてる。
- 2 各班の班長及び副班長は、次に掲げる者の内から防災本部長が指名する。
  - (1) 組 長
  - (2) 公民館役員
  - (3) 交通部役員
  - (4) 婦人部役員
  - (5) 体育部役員
  - (6) 子供会役員
  - (7) 民生児童委員
  - (8) 老人会役員
  - (9) 特に防災本部長が指名する者
- 3 役員の任期はその所属する組織の存在期間とする。なお、役員がやむを得ない理由により任務を遂行できず交替した場合は、その後任者は残留任期とする。

(班と編成)

第7条 組織には次の班を置き、その班員は防災本部長と各班長・副班長が協議し指名する。

- (1) 広報情報班
- (2) 消 火 班
- (3) 救出救護班
- (4) 避難誘導班
- (5) 給食給水班
- (6) 衛 生 班
- (7) 警 備 班
- (8) 災害時要援護者班
- (9) 一時避難場所運営班
- (10) 特に防災本部長が必要とする班

\*必要に応じ班員数も記載する。

\*各地区の実情や規模、世帯数などを考慮し、班設置・編成を行う。

\*自主防災組織の方も被災者となることから、活動ができる避難者にも協力依頼する。

(役員の任務)

第8条 防災本部長は組織を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 防災副本部長は、防災本部長を補佐し、連合災害対策本部が設置された時、又は防災本部長に事故のある時は、その職を代行する。
- 3 防災リーダーは、地震等の発生時に防災本部長、防災副本部長を補佐し組織の運営にあたり、平常時には防災計画書に基づく訓練を企画、立案及び実施し防災・減災意識の高揚を図る。
- 4 一時避難場所責任者は、一時避難場所の円滑な運営に努め、応急活動等の

指揮命令を行い、防災本部長との連携を図る。

- 5 会計は、組織の会計の運営にあたる。
- 6 会計監査は、組織の会計を監査する。
- 7 班長は、各班の長として、班を総括し運営にあたる。
- 8 副班長は、班長を補佐し、班長に事故のある時は、その職を代行する。
- 9 災害対策本部員は、広域避難所の連合災害対策本部で本部業務に従事する。  
(別紙、自主防災組織役員の任務分担表、参照)

#### (会議)

第9条 会議は総会及び役員会をとする。

- 2 会議は、本部長が召集し、その議長となる。
- 3 会議は、定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

#### (総会)

第10条 総会は、年1回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

- 2 総会は、全部員をもって構成し、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関する事。
  - (2) 防災計画に関する事。
  - (3) 事業計画(訓練、資機材購入等)に関する事。
  - (4) 予算及び決算に関する事。
  - (5) その他本部長が特に必要と認めた事。
- 3 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

#### (役員会)

第11条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事項。
- (2) 総会により委任された事項。
- (3) その他本部長が特に必要と認めた事項。

#### (防災計画)

第12条 組織は、地震等による人命の安全確保、被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 防災知識の普及に関する事。
  - (2) 防災訓練の実施に関する事。

- (3) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報収集、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導等に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(経費)

第13条 組織の運営に関する経費は、自治会の交付金その他の収入をもって、これにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

\*この規約は、作成の一例です。

\*各自治会で実情に合わせて作成してください。

\*本書のうち、 部分は、本委員会において追加・訂正した箇所です。